第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日

平成２５年（フ）第６０３号
千葉県松戸市松飛台55番地の１
債務者　白井　恵美（旧姓新井・佐々木）
１　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第６０８号
千葉県柏市青葉台２丁目24番１―722号
債務者　吉武勝二郎
１　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第６１０号
千葉県野田市木間ケ瀬3295番地７
債務者　出町留里子
１　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第１１２９号
千葉県船橋市丸山３丁目48番７号
破産者　田代　直子
１　決定年月日　平成25年11月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第７５号
千葉県市川市新田１丁目９番11号　理理パレスＡ号、開始決定時の住所千葉市美浜区幸町２丁目11番14棟203号
破産者　柳　　英和
１　決定年月日　平成25年11月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第７６２号
千葉県船橋市新高根１丁目４番１棟304号
破産者　長谷川　司
１　決定年月日　平成25年11月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第７８１号
千葉県市川市鬼高１丁目６番８―304号
破産者　鹿田　和義
１　決定年月日　平成25年11月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第９５号
奈良県北葛城郡王寺町久度２丁目２番２―1017号
破産者　有限会社ラジュニール
１　決定年月日　平成25年11月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第１４６号
埼玉県深谷市上野台614番地１
破産者　株式会社頌英ドレス
１　決定年月日　平成25年11月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第１２６号
東京都中央区日本橋堀留町１丁目４番３号
日本橋ＭＩビル３Ｆ
破産者　株式会社ジー・エム・アイ
１　決定年月日　平成25年11月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第１４２号
神奈川県横須賀市金谷２丁目12番１―713号
破産者　株式会社ベアリッチ
１　決定年月日　平成25年11月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第２１７号
福井県大野市横枕１号６番地１
破産者　有限会社トクラ
１　決定年月日　平成25年11月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第７８号
長野県松本市大字原146番地
破産者　松島建築有限会社
１　決定年月日　平成25年11月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第７５３号
名古屋市中村区若宮町３丁目63番地
破産者　ショーケー株式会社
１　決定年月日　平成25年11月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１８号
三重県熊野市井戸町339番地の１、住民票上の住所三重県熊野市飛鳥町神山538番地
破産者　小平　　浩
１　決定年月日　平成25年11月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所熊野支部

平成２５年（フ）第１９号
三重県北牟婁郡紀北町海山区相賀242番地12、開始決定時の住所三重県北牟婁郡紀北町海山区相賀1974番地２
破産者　宮本　幸子
１　決定年月日　平成25年11月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所熊野支部

平成２５年（フ）第２０号
三重県尾鷲市中村町７番28号
破産者　向井　秀夫
１　決定年月日　平成25年11月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所熊野支部

平成２５年（フ）第２８０号
兵庫県加古川市平岡町土山390番地加古川平岡鉄筋５―504号
破産者　配川　朋己
１　決定年月日　平成25年11月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１９２号
岡山市南区浜野３丁目19番43号　佐藤コーポ101、開始決定時の住所岡山市南区豊成３丁目19番10号福寿豊成301
破産者　近藤　年久
１　決定年月日　平成25年11月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１４５号
広島市西区庚午北１丁目４番20―804号
破産者　久富　一美
１　決定年月日　平成25年11月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２４２号
広島市中区榎町９番26号
破産者　有限会社ＧＩＲＡＳＯＬＥ　ＡＵＬＡ
１　決定年月日　平成25年11月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部